

## 渋川市地球温暖化に係る熱中症対策方針 2026

令和8年6月1日  
市民生活部環境課

本市では、気候変動適応法（以下、「適応法」という。）第4条の規定により、部局横断的に気候変動適応に関する施策を推進するため、令和6年度から「渋川市地球温暖化に係る熱中症対策方針」を策定していますが、熱中症による救急搬送人員は増加傾向にあることから、令和8年度についても引き続き対応を行うものです。

### 1 基本的な考え方

地球温暖化に伴う気候変動により、熱中症による救急搬送人員は国内において毎年数万人を超え、死者数は5年平均1,000人を超える高い水準で推移しています。

気温が著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る重大な被害の防止を図るため、庁内他部局との連携体制を構築し、情報伝達系統の確認、暑さをしのぐ施設の指定、各所属におけるイベントや施設における対応方針を策定し、「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」等が発せられた際の適切な対応につなげます。

この方針に基づき、本市では市民生活部環境課により各所属への対策方針の策定を依頼し、その方針の集約を行います。

また事業者等へ協力の依頼を行い全市的な体制の構築を図ります。

### 2 本市の対応について

#### (1) 事前準備について

ア 住民等への伝達体制の構築

イ 適応法制度内容を市ホームページに周知

ウ 市内民間事業者からの「しぶかわ涼みどころ」及び指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）登録申込の受付

エ 指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日及び開放により受入可能と見込まれる人数を市ホームページで公表

オ 指定暑熱避難施設における開設準備

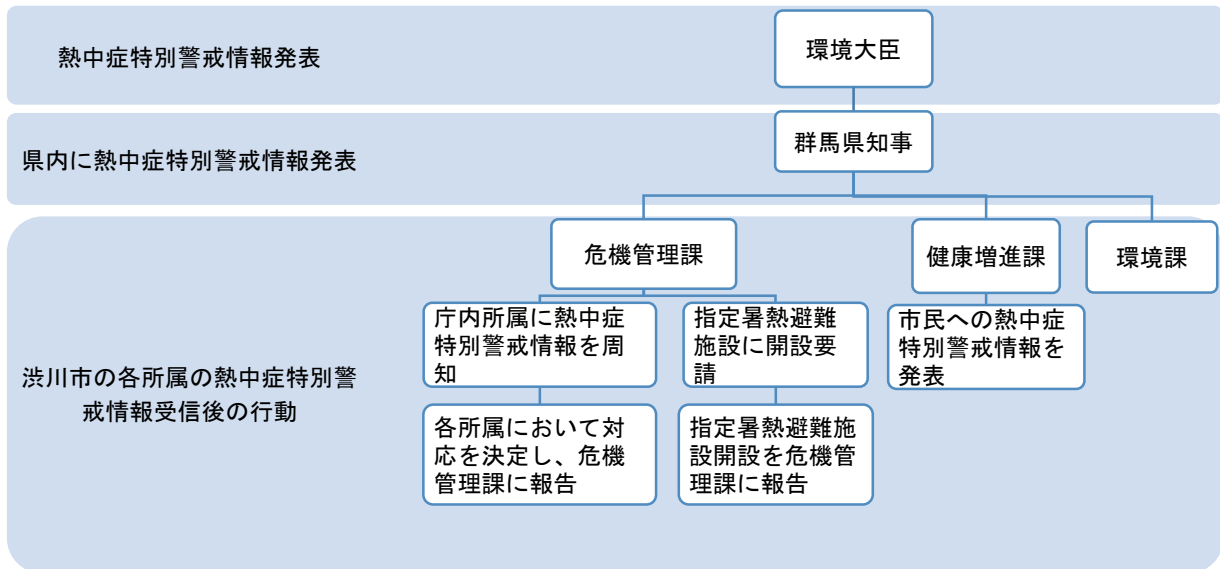
カ 「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」発表時における各所属の行動についての検討依頼

#### (2) 運用期間について

国による熱中症警戒情報の提供期間（令和8年4月22日（水）から10月21日（水）まで）を参考としつつ、本市における実情を考慮し、令和8年6月1日（月）から10月21日（水）までとします。

※気象状況により期間を前倒し、または延長することもあります。

- (3) 「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」発表時における対応について  
**【行動フロー図】**



- ア 環境大臣により熱中症特別警戒情報が群馬県知事に伝達されます。  
 イ 群馬県知事は環境大臣より伝達された「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」を県内市町村に伝達します。  
 ウ 渋川市では危機管理課、健康増進課及び環境課において「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」を受信します。  
 エ 危機管理課は庁内各所属に対し「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」を発表し、各所属における対応を促します。  
 オ 各所属は危機管理課からの情報により「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」受信時の対応を構築し、危機管理課にその旨報告します。その後は適宜情報共有を図ります。  
 カ 危機管理課は各公民館へ指定暑熱避難施設の開設を要請します。なお、市内の指定暑熱避難施設は11公民館となります。また、民間事業者の指定暑熱避難施設については、気候変動適応法に基づく、指定暑熱避難施設に係る協定書の締結により随時追加します。

**【指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）】**

- 中央公民館（渋川東部公民館）、金島公民館、渋川公民館、渋川西部公民館、古巻公民館、豊秋公民館、伊香保公民館、小野上公民館、子持公民館、赤城公民館、北橘公民館
- キ 各公民館は指定暑熱避難施設の開設完了について危機管理課に報告します。その後は適宜情報共有を図ります。  
 ク 危機管理課は指定暑熱避難施設が開設された旨を健康増進課に情報提供します。  
 ケ 健康増進課は市ホームページや市LINE及び防災無線を活用し市民への「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」及び

指定暑熱避難施設が開設された旨を発表します。

(4) 熱中症に関する対応について

ア 市民への公表

「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」と異なり、環境省、気象庁より「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」が発表された後に、健康増進課より市ホームページ、市LINE等を通じ市民向けに情報伝達を行います。なお、前橋市内における暑さ指数情報提供地点の暑さ指数（WBGT）が33に達すると予測される場合には防災無線等により注意喚起を行います。

また、本市では渋川市に最も近い前橋市内の暑さ指数情報提供地点において暑さ指数が31に達すると予測された場合に渋川市独自の「熱中症警戒情報（しぶかわ熱中症アラート）」を発表します。

さらに、前橋市内の暑さ指数情報提供地点において暑さ指数が28に達すると予測された場合には、熱中症予防に係る注意喚起を行います。

イ 市有施設の利用

市民が利用できる暑さをしのぐ施設として市独自に「しぶかわ涼みどころ」として小中学校、学校給食協同調理場、幼稚園、保育所、こども園及び各有料施設を除く市有施設を指定し、冷房設備のない市民等が暑さ対策として一時立ち寄ることができる環境を整備します。

「しぶかわ涼みどころ」の利用可能日、時間は施設の通常開設日及び開設時間となります。施設情報は市ホームページへ掲載します。この「しぶかわ涼みどころ」は、管理人が常駐し、冷房設備が常備された施設とします。

ウ 民間施設の利用

市民が利用できる「しぶかわ涼みどころ」について、市内民間施設でも開設できるよう、随時募集を行います。登録した施設については、市ホームページ等で掲載します。

エ 各所属の対応

「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」及び「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」発表時における施設管理、事業実施及びイベント（直営、補助を含む）等への対応について、あらかじめ各所属に対策方針の策定を依頼します。その際に、イベント毎の対応方針を定めます。また各所属において作成した対策方針については情報を集約するとともに全庁的に情報を共有します。

3 熱中症に関する情報について

(1) 「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」とは

ア 発表基準

熱中症の危険性に対する注意喚起のために、設置されたすべての暑さ指数情報提供地点（群馬県においては、草津町草津、孀恋村田代を除く。）における、翌日の日最高暑さ指数が35に達すると予測される場合に発表します。

※令和8年4月1日より気候変動適応法施行規則が一部改正され、

都道府県内各地点との暑さ指数の差の平均が有意に低い一部地点を発令時の情報提供地点に含めないこととなりました。(群馬県においては、草津町草津、嬭恋村田代を除く。)

【群馬県内の暑さ指数情報提供地点】

みなかみ町藤原字屋倉、みなかみ町湯原、草津町草津、沼田市井土上町、中之条町伊勢町、嬭恋村田代、前橋市昭和町前橋地方气象台、桐生市元宿町、高崎市上里見町、伊勢崎市宮子町、下仁田町西野牧、館林市富士原町、神流町大字黒田字坂井道下

イ 暑さ指数(WBGT)について

暑さ指数(WBGT:Wet Bulb Globe Temperature)は気温、湿度、日射量等から推定する熱中症予防の指数です。

3.1以上は危険、2.8以上3.1未満は嚴重警戒、2.5以上2.8未満は警戒、2.5未満は注意となります。

ウ 「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」について

適応法第21条第1項に規定されており、熱中症による住民の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村長があらかじめ指定する施設です。指定要件として、適当な冷房施設を有することや当該「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」の期間中に住民その他の者に開放できることがあります。

民間施設の指定も可能ですが、適応法第21条第3項の規定により、当該施設管理者との間に環境省令で定める事項を規定した協定を締結することとされています。

指定暑熱避難施設については適応法第21条第4項の規定により、名称、所在地、開放可能日及び開放による受入可能と見込まれる人数をあらかじめ公表することとされています。

(2) 「熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)」とは

発表基準

発表対象地域内の暑さ指数算出地点のいずれかで、暑さ指数が3.3に達すると予測される場合に発表されます。

群馬県内には「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」と同様、暑さ指数情報提供地点が13地点ありますが、「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」と異なり、13地点の中でいずれかで暑さ指数が3.3に達すると予測される場合に発表されます。